

○出雲市浸水世帯し尿汲取り料補助金交付要綱

(平成 17 年出雲市告示第 219 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害が発生し、浸水によるし尿汲取りを実施した世帯に対し、汲取り料を半額補助することにより、災害による救済を目的としたものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、豪雨、洪水、高潮、津波その他異常な自然現象とする。

(補助内容)

第 3 条 災害による床上若しくは床下浸水により、し尿汲取りを実施した世帯に対し、汲取りに要した費用の半額を補助する。

(補助申請)

第 4 条 補助金を申請する者(以下「申請者」という。)は、自治委員(申請者が自治委員の場合は、民生委員)の証明を受け、浸水世帯汲取り料補助金申請書を市長に提出するものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。